

# 安全な生活のために

在チェコ日本国大使館

平成16年11月

## — 目 次 —

### 1. 一般的留意事項

- (1) 安全の三原則
- (2) 情報の収集
- (3) 海外安全ホームページの利用
- (4) 在留届
- (5) 病気
- (6) 逮捕・拘留された場合
- (7) 自動車の運転などについて
- (8) 緊急時の連絡体制整備

### 2. 治安情勢と防犯

- (1) 犯罪件数の推移と治安情勢
- (2) 日本人に対する一般犯罪と対策
- (3) 一般犯罪被害事例
  - 例1 スリ被害
  - 例2 置き引き被害
  - 例3 車上狙い
  - 例4 自動車盗
  - 例5 ニセ警察官による詐欺
  - 例6 タクシー料金の不正請求など
- (4) 上記例の被害に遭ったら
- (5) テロ・誘拐対策
- (6) 住居の選定にあたって

### 3. 緊急連絡先及び関連機関連絡先

○日本大使館、○警察、○消防、○電話番号案内、○緊急道路サービス、○一般観光案内、  
○紛失・遺失、○クレジットカード会社、○病院、○チェコ日本人会、○プラハ日本人学校

## —はじめに—

1989年のいわゆる「ビロード革命」による民主化以前のチェコは治安のよい国でしたが、民主化以降はEU加盟等の社会情勢の変化を背景として治安は悪化傾向にあり、在留邦人（2003年10月1070人）、邦人旅行者（同年10万3千人）の増加に伴い、スリ・置き引き等の邦人被害（同年110件）が増えています。この小冊子が邦人の皆様のチェコでの安全な生活の一助となれば幸いです。

### 1. 一般的留意事項

#### （1）安全の三原則

海外で安全に生活するためには「目立たない」「用心を怠らない」「行動のパターン化を避ける」の3原則を守ることが大事です。

「安全と水はタダ同然」と思う方は年々少なくなってきていますが、特に海外における安全に対する基本的感覚を再確認して頂きたいと思います。各家庭、職場（会社）では、日頃から安全に留意し、病気等、トラブルに遭った場合の対応方法を考えておく必要があります。

#### （2）情報の収集

テロ事件等に巻き込まれないよう、普段から新聞・テレビ・ラジオ等を通じ、危険情報に留意しておくことが肝要です。緊急時にはJSTV、ラジオ・ジャパン、CNN、BBC、VOA等の国際放送が貴重な情報源となります。

#### （3）海外安全ホームページ等の利用

（イ） 外務省では海外安全ホームページ <http://www.mofa.go.jp/pubanze> を開設して、安全情報を提供しています。また、海外安全テレホン・サービス 03-3592-3940、国別・海外安全情報サービス 03-3584-3300 を利用して情報を入手することができます。

（ロ） チェコ国内または近隣国で危険が予想される場合は、その都度大使館ホームページ <http://www.cz.emb-japan.go.jp> に掲載していきますのでご参照ください。また、状況に応じチェコ日本人会会員等のメーリング・アドレスを通じ積極的に連絡していきます。

#### (4) 在留届の提出

海外に引き続き3ヶ月以上滞在する場合には旅券法第16条により「在留届」の提出が義務づけられています。大使館からの緊急連絡は在留届を提出している方しか受けられませんので、必ず在留届を提出してください。

在留届用紙は、当館領事窓口にあります。また、外務省ホームページからダウンロードも可能です。また、提出する際には直接窓口にご提出いただくか、郵送または、FAX（国番号420+(247-011-055)）で大使館宛に送付して下さい。

なお、在チェコ日本大使館では、緊急事態が発生した際に全在留邦人に緊急連絡ができる体制を整えるため、「在留届」に記載されたメール・アドレスを基に連絡体制を構築致しました。また、安否確認の際に利用する携帯電話番号リストも作成致しました。

メール・アドレス等を「在留届」に記載されていない方は、領事部 FAX 番号 257-011-055 までご連絡ください。また、メール・アドレスや携帯電話番号の変更や帰国・転勤の際には必ず何らかの方法（FAX、来館等）で大使館までご連絡下さい。

#### (5) 病気

以前に比べると当国の医療水準は向上してきていますが、実際に診療を受けると言葉の問題や、最新式の医療機器不足等のため、近隣の医療先進国での治療が必要になる場合もあります。

日頃から健康管理に留意することが必要ですが、重大な疾病の場合、迅速に近隣国で治療を受けることが必要となり多額の費用がかかる為、海外赴任者傷害保険への加入をお勧めします。

当国特有の風土病はありませんが、中東欧地域特有の疾病として特殊なダニ（ツェケン）に刺されて感染するダニ脳炎（初夏脳炎）が知られています。また、不衛生な食品の摂取による肝炎、園芸等で破傷風等に感染する可能性もあります。

上記疾病の予防としてはワクチン接種をお勧めします。

ツェケンによる感染地域は、チェコ全土の5割、ドイツ南部の5割、オーストリア東部の5割及びスロヴァキア西部の5割とされています。チェコの大きな病院でツェケン予防ワクチン接種は可能です。（3回接種をする。第1回接種の1ヶ月後に第2回を、その1年後に第2回を、その1年後に第3回の接種を受け完了する。）

#### (6) 逮捕・拘留された場合

事件等で逮捕または拘留された場合、当該官憲に対し、直ちに日本大使館に通報するよう要請してください。当館は要請を受けて次のような援護を行います。

- 留守宅・勤務先への連絡
- 当人に面会（希望等聴取、弁護士等の斡旋）
- 当国官憲からの事情聴取
- 被拘禁者の正当な権利を擁護

#### （7）自動車の運転などについて

（イ） チェコでは、日本の自動車運転免許証からのチェコの免許証に書き換えることは現在できませんので、事前に国際免許証を入手し赴任する必要があります。日本の有効な運転免許証があれば、大使館で証明書の発行を受ければチェコ国内での運転は可能になりますが、国外で運転するには国際運転免許証が必要です。

またチェコ赴任後、チェコの自動車免許を取得（自動車教習に通った後、試験を受ける）することもできます。国際運転免許証の有効期間が切れてしまう場合は、本人が一時帰国するか、または日本にいる代理人を通じて改めて「新規」に国際免許証の申請をする必要があります。

詳しい手続きについては、直接日本にある都道府県警察の運転免許センターに確認してください。

警察庁ホームページ「[運転免許関係諸手続](#)」

[http://www.npa.go.jp/koutsuu/license\\_renewal/home.htm](http://www.npa.go.jp/koutsuu/license_renewal/home.htm)

外務省ホームページ「[外国運転免許証から日本の運転免許証を取得するには](#)」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/licence/index.html>

（ロ）当地は一般的に運転が荒く、自動車の運転には十分な注意が必要です。また自動車盗難、車上狙い等の窃盗事件も数多く発生しており、運転以外にも注意を要します。

自動車同士の事故の場合には、日本と同様示談で解決する場合と警察を呼んで現場検証等を行う場合がありますが、言葉の問題等もありますので、チェコ語のできる友人等を手助けしてもらうことをお勧めします。

いずれにしても強制保険だけでなく、盗難保険も含む任意保険への加入が必要でしょう。

（ハ） プラハ市内の道路のすべてがコンクリート道ではなく、敷石道も少なくありません。車体が揺れる、滑りやすい等快適な運転とはいえません。また並行してトラム（市電）が走っており、常にトラムの走行状況を確認する必要があります。道路の走行優先順位は、①緊急車両②トラム③信号機に従い横断道を渡る人④その他の車両、となっています。

万一事故発生の場合、優先車両（当国は右優先です）はどちらであったかが重要になることから優先道路標識（黄色、外枠黒マーク）によく注意し運転して下さい。冬期（10月末～3月末）には1日中ライト点灯を義務付けられる等特有の規則もあるのでご注意下さい。（当館ホームページにチェコで使われている道路標識等を掲載しておりますのでご参照下さい。）

地方の道路も整備されていますが、日本に比べ渋滞が少ないことからスピードを出しがちになります。地方での事故発生には多くの点で対応に遅れが出ると予想されますので、くれぐれも安全運転をお願いします。

#### （8）緊急時の連絡体制等の整備

犯罪に遭った、被害に遭いそうになった、交通事故に巻き込まれた場合等は誰に連絡するか、誰がどのようにサポートするかについて日頃から家庭、職場等で話し合い、準備を整えておくことをお勧めします。

## 2. 治安情勢と防犯

### （1）犯罪発生件数の推移と治安情勢

チェコの犯罪発生件数そのものは、近年減少傾向にありますが、銃器を使った強盗事件の増加等事件の凶悪化が進んでいます。過去5年の発生件数は以下の通りです。

年	1999	2000	2001	2002	2003
件数	426,626	391,469	358,577	372,341	357,740

（ちなみに1990年は216,852件）

1999年から減少傾向にあった犯罪件数は2001年を境に2002年から増加に転じましたが、昨年は警察が行った諸対策により、前年比減となりました。しかしながらスリ、置き引き、自動車盗犯罪は依然として高水準で発生しており、その主な原因は以下の通りです。

- 2002年8月洪水後の治安悪化
- 流入外国人による犯罪の増加
- 遊戯施設（シネマコンプレックス、ハイパーマーケット・ゲーム施設）の増加による青少年犯罪の急増

今後、特に青少年による街頭犯罪は益々増加することが予想されますので、被害に遭わぬよう家庭、企業、学校等それぞれで防犯対策（及び連絡体制）を準備しておく必要

があります。

## (2) 日本人に対する一般犯罪と対策

近年はスリ、置き引き、空き巣、車上狙い等の被害に遭う在留邦人、旅行者が増加しています。

チェコ警察当局もさまざまな治安対策をとっていますが、「身の安全は自分で守る」という日頃からの心がけが最も重要です。具体的な対策として、

- ① 不審な人物、グループの尾行に注意する。
- ② 警戒が必要な時と必要でない時を区別する（警戒にメリハリをもたせる）。
- ③ 貴重品は分散して身につける。
- ④ 家屋の施錠を確実にする。
- ⑤ 長時間の路上駐車はしない。

等を実行することが肝要です。

日本人の犯罪被害事例を見ますと、日本と同じような考えで無警戒なため被害に遭ったケースが多々あります。また、日本人独特の人の良さ（見知らぬ者からの質問に耳を傾ける、相手の要求をNOと断れない、黙殺しない）から被害につながる事例が少なくありません。警戒していても相手はプロ、またはプロ集団の仕業。いずれにしても「最悪の事態を想定する」ことが身の安全を守る上でも重要です。

## (3) 一般犯罪被害事例

チェコ（特にプラハ）における主な犯罪被害の事例と対策をいかに述べますので参考にしてください。

### 例1：スリ被害

頻発場所：

地下鉄（特にムーステック駅・フローレンツ駅）、国鉄プラハ本駅または中央駅乗降時、トラム（22番、23番の車内）、バス（空港往來の119番バス）等の交通機関内、観光名所（プラハ城内、旧市街広場近辺、カレル橋の混雑時、ヴァーツラフ広場、ナ・プシーコピエ通り）等。

手口：

- ① 混雑している車内で複数の仲間で一人だけを取り囲み（ブロックし）、他に注意をそらせスリ盗る。

- ② 混んだトラム内で抱きかかえているカバンを鋭利な刃物で切って中の貴重品をスリ盗る。
- ③ 列車内を移動中、リュックから貴重品をスリ盗る。
- ④ または親切を装い列車コンパートメント内で荷物を上げ下げしているうちに貴重品をスリ盗る。
- ⑤ 道を聞くなど気を引いている隙にカバン、または衣服から機長費をスリ盗る等。

2003年チェコ国内のスリ被害件数は約1万4千件。プラハは7千件で全体の5割を占め、うち日本人の被害件数は75件（大使館届け出件数のみ）となっています。

#### 対策：

- ① 地下鉄、トラムに乗る時、後方から駆け込み乗車してくる者に気を付けて下さい。また、前後を阻まれサンドイッチ状態になった場合は、後方の者がスリ実行犯であることが多いので要注意。車内では周囲の状況に目を配り、危険を感じた瞬間、いずれかの方向にすかさず移動するか、途中下車して下さい。
- ② 貴重品は分散して身につけ、外出する時はパスポートのコピーを所持し、「旅券」は自宅に置いておいたほうが安全ですが、外国人は旅券の携帯を義務付けられており、違反した場合罰金を課せられた事例もあります。
- ③ 混んだ電車に乗る時は乗車口付近は特に注意して下さい（切符切機にたどり着くまでに被害に遭う場合もあります）。
- ④ 両手が荷物で塞がった状態や、大型トランクを持ってトラムや地下鉄に乗ることは特に避けましょう。
- ⑤ 乗車口をブロックしている怪しい人がいる場合は、乗る直前に乗車口を替えるのも一案です。

#### 例2：置き引き被害

- ① 日本人の被害に遭う犯罪で、スリ被害に次いで多いのが置き引き被害です。長距離列車内、オープン・カフェ、ファーストフード店内、旧市街広場近辺のレストラン等で安易に椅子にバッグや上着のポケットに入れた財布を持ち去られるケースや数人のグループが後から入ってきて、突然コインをばらまき、落ちたコインに気をとられた隙に自分の席に置いたバッグを盗まれるケース等が見られます。
- ② プラハ市内のスーパーマーケット（特にスミーホフのカルフル）で貴重品の入ったバッグを手押し買い物カートの前に掛け、売り場で品定めをした数秒の隙にバッグを持ち去られる被害もあります。しかも被害者は海外生活に慣れている方に多いのです。
- ③ 市内繁華街にある1階のカフェに友人と3人で入りお茶を飲んでいますが、既に隣の席に

2人組みの女性が座っていた。うち1人が自分たちの前を行き来し始めあたかも人待ちしている様子に一瞬気をとられた。同僚の友人は市内地図や案内書を見ていたが、気付いた時には2人組み女性は店を出ており、座席横に置いていたバッグが消えていた。バッグの中には金品を入れており、店員に聞いても取り合ってくれなかった。

- ④ プラハ本駅より近隣国へ行くため列車の座席でスーツケースを棚に上げるのを親切な外国人が手伝ってくれている間に座席に置いた手提げバッグを通路を通った仲間が持っていった。
- ⑤ 寝台車のコンパートメントで日本人観光客が寝ている間に同席の外国人に財布等を取られた。

対策：

- ① 犯罪者は、「金を持っている人間か」を事前に見定め、いかに「安全に」「素早く」逃げられるかを考え犯行に及ぶものです。  
このため、レストラン等で席を離れる際には貴重品は自分で持ち歩き、他人任せにしないことも大切です。
- ② 特にプラハ市内のスーパーマーケット等では、買い物カートの手前に財布等のはいったバッグは置かないようにし、貴重品は分散して身に付けることが肝要でしょう。
- ③ 多くの犯罪は「隙に付け込まれる」訳ですから、周囲の状況に目を配り、気を抜いていかどうかを判断し、メリハリをつけて警戒することが重要です。

### 例3： 車上狙い

2003年車上狙いの被害件数は約6万5千件で、長期滞在の日本人、レンタカー運転の邦人観光客の被害も出ています。

- ① 被害例：市内スーパーマーケット・カルフル駐車場内に駐車し、車に戻ったところ、車内が荒らされ、カー・ステレオを盗まれていた。助手席側のドアノブ下に直径10ミリほどの穴をドリルで開け、そこからドアを開けたものと思われる（イタリア車）。
- ② 被害例：プラハ市内で路上駐車をし、戻ったところ後部座席のガラスが割られ、カバン（中に旅券、現金、パソコン等）を盗まれる（日本車）。
- ③ 被害例：夜にプラハ市内のホテル駐車場に駐車し、戻ったところ車内においてあったカバン（中に旅券、電子辞書等）を盗まれた（レンタカー）。

対策：

- ① 時間の長短を問わず路上駐車はなるべく避け、有料駐車場を利用する。場合によっては信用あるタクシーの利用も考える。



②自宅車庫も含めて駐車中はカー・ステレオの操作部分は取り外しておく。車内の見えるところに荷物は絶対に置かない。

③警報装置の取り付けだけでなく、ハンドルロック、シフトロック等を利用する。

④ 自動車損害保険に必ず加入する。

#### 例 4 : 自動車盗

2003 年自動車盗の被害件数は約 2 万 5 千件に上り、被害車種については、例年同様チェコ車のシュコダ、ドイツ車のフォルクスワーゲン、アウディー、メルセデスベンツ等がある。

当国の経済水準からすると在留邦人は比較的高級な自動車に乗っていることが多く、盗難に遭う確率が高く注意が必要です。

被害例：プラハ市 4 区のレストランの駐車場に駐車し、食事を終えて戻ると車が盗まれていた。車内には旅券、航空券、トラベラーズチェック等がバッグに入っていた。

#### 例 5 : ニセ警官による詐欺

##### 手口：

旅行者に 1 人の男性（または女性）が「両替してほしい」あるいは「...の場所を教えてください」などと言って接触してくる。直後 1~2 名の警官（私服）と名乗る男が現れ、人通りの少ないところで、ニセの警察手帳を見せるふりをし、片言の英語で「不法に両替していないか確かめる」等と言って、旅行者に所持金を見せるよう求め、財布を預かり、金を確認した上で財布に金を戻すが、その隙に何枚かすり盗る。またはユーロ、円、ドルを個別に出させ、それぞれ旅行客のポケットにねじ込むように戻す隙に相当枚数をすり盗る。

上記以外にも、写真を撮ってほしいと接触した後、警察官と名乗る私服の男が、旅行者に「麻薬を所持しているかどうか調べる」等として持ち物検査をしている最中に財布から紙幣をすり盗る手口がある。

##### 対策：

① 最初の接触者も仲間ですので、見知らぬ者からの問いかけには応えない（取り合わない）ことが肝要です。

② 通常、チェコ警察官はバッジ、名札を制服につけており、必ず 2 名でパトロールしています。

私服警察と名乗る者が財布の中を確認するとか、偽札確認といった場合、取り合わないことが一番ですが、相手の身分証明書の提示を求めるか、「警察へ行く」とか「大

使館へ連絡する」等と主張して下さい。

#### 例6： タクシー料金の不正請求など

チェコ（特にプラハ）のタクシーの中には未だ悪徳タクシーが横行し、観光客（特に外国人）を狙っています。走行メーターが異常に早く回るように操作したり、法外な金額を要求したりします。特に鉄道駅、プラハ市内観光名所で客待ちしているタクシーはこの手合いが多い。

**被害例①** 客待ちのタクシーに乗り、数キロの乗車で2千コルナ(約1万円)を要求されたが言葉も通じないし面倒なので支払ってしまった日本人観光客のケースがあります。

**被害例②** プラハ市内で、高価な楽器と荷物を後部トランクに入れ、下車時に料金を車内で支払った後、外に出てトランクを開けてくれるのを待つ数秒の間に当該タクシーは猛スピードで走り去ってしまった。犯人のタクシーナンバーを記憶する余裕もなく、高価な楽器は未だ戻ってきません。

#### 対策：

プラハ市内のタクシー料金は初乗り30コルナ+（最高）22コルナ/Km。タクシーを使う場合は流しではなく、電話で呼び出す無線タクシー会社、もしくは空港からの移動であれば空港タクシー（電話220-111-111、片道600コルナ）、または空港とプラハ市内のホテル間を往来している乗り合いミニバス（電話220-114-296、片道90コルナ、空港発30分おき運行）、または少し割高ではあるがホテル専属タクシーを使うほうが安全です。なお、無線タクシー会社は数社ありますが、英語が通じ安心して利用できるAAA（アーアーアー社、電話233-133-311）だと「予約時間」とプラハ市内の行き先の「通り名及び番地」を告げれば、テープの声で「待ち時間」と「タクシーナンバー」の答えが返ってくる。

#### （4）上記例の被害にあったら

- ① 警察に赴き、警察証明書（被害証明）を発行してもらう。
- ② クレジットカードがある場合は無効手続き(電話)をする。
- ③ 旅券が盗まれた場合は日本大使館（下記3の緊急連絡先参照）に被害内容を報告し旅券（または帰国のための渡航書）の発給を申請する。

## (5) テロ・誘拐対策

これまでチェコで、邦人が被害にあったテロ・誘拐事件は発生していません。  
テロ・誘拐防止策としては、一般的に次のような注意が必要です。

- ① テロ・誘拐の多くは事前の準備を必要とするため、何らかの兆候を伴います。このため職場や住居、通勤途中で普段と異なる出来事がないか日々注意する。
- ② 標的にならないよう目立たないこと。
- ③ テロリストは油断につけているので、用心を怠らないこと。
- ④ テロリストは目標人物の行動を調べ、もっとも成功率の高い時間帯を選ぶため、行動を予知されないこと（通勤時間、経路等行動がパターン化していると狙われやすい）。
- ⑤ 差出人等が記載されていないような不審な郵便物、消印と差出人の住所が異なっているような不自然な郵便物にも注意する。チェコでは、企業等を対象にした脅迫事件も 2,552 件(2003 年)発生している。手口も手紙爆弾を使用する例が見られ凶悪化の傾向にある。万が一誘拐された場合は次の点に注意してください。

- ① 無用の抵抗をしたり、挑発したりしない。
- ② 無理な脱出などは避ける。
- ③ 救出作戦の際には被弾しないよう伏せたり物陰に隠れること。

## (6) 住居選定にあたって

空き巣、または窃盗被害に遭遇する日本人は年間何件かあります。一概に治安が悪い住宅地ばかりで被害が発生するとは言えず、治安の良い所でも発生しております。

### 被害例

- ① 独立家屋に居住していたところ、家人が寝ている間に、鍵をこじ開けられて侵入され玄関に置いてあった運転免許証、カメラ、ゴルフバッグ、現金等を盗まれる。
- ② 独立家屋に居住していたところ、昼間空き巣に入られ手提げバッグを盗まれた。(中には旅券、運転免許証、クレジットカード等が入っていた。)一週間後に再び空き巣に入られ、庭のテーブルや椅子等を盗まれた。

### 選定の基準

- ① 大家が信頼できる人物か（勤務先、人柄等）。
- ② 戸建よりは集合住宅の 2 階以上の階が望ましいとされているが、更に信用できる管理人がいるところが好ましい。集合住宅のほうが防犯上は優れている点が多い。
- ③ 警察への連絡方法、警備会社直通の防犯システムの有無。

- ④ 駐車場の有無（屋内、門扉のリモコン操作可能なものが望ましい）。
- ⑤ 勤務先までの経路が複数あるか。
- ⑥ 屋外から室内がどの程度見えるか。道路から全く見えない物件もかえって犯罪の対象になりやすい。
- ⑦ 住居契約前に同僚等で当地の勤務が長く地域の事情に詳しい人物に物件を見てもらう。

### 3. 緊急連絡先及び関係機関連絡先

#### ○ 日本大使館 Embassy of JAPAN

Maltezske nam 6, P.O.Box 91, Praha 1, 11801

Czech Republic

代表電話：国番号 420+番号 257-533-546

代表 FAX：国番号 420+番号 257-532-377

領事 FAX：国番号 420+番号 257-011-055

ホームページ：<http://www.cz.emb-japan.go.jp>

開館時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

領事窓口受付：午前 9 時～12 時 30 分、午後 2 時～5 時

\*上記以外の時間及び休館日の連絡方法

- ①大使館代表電話番号に電話し留守録に用件を録音する。
- ②人命に関わる緊急連絡は、当番携帯：プラハ 724-056-906

- 警察：
  - プラハ 1 区警察 974-851-730
  - プラハ 6 区警察 974-856-740
  - 交通事故 154
- 消防：
  - 火災 150
  - 救急車 155
- 電話番号案内：
  - チェコ国内 1180
  - チェコ国外 1181
- 総合緊急電話： 112
- 緊急道路サービス： 1230/1240
- 一般観光情報： 12444
- 紛失・遺失： 224-235-085
- クレジットカード会社：
  - アメリカン・エクスプレス 日本 (81) 0120-779-656
  - アメリカン・エクスプレス 英国 0800-587-6023

ジェーシービー	日本	(81) 3-5778-5300
ビザ・カード	豪州	(61) 2-9251-3704
ダイナース・クラブ	日本	(81) 3-3570-1200
マスター・カード	米国	( 1) 636-722-7111
日本信販	日本	(81) 0120-15-9674

○ 病院

当地の救急車は有料です。

● ユニケア・メディカル・センター (Unicare Medical Center)

時間：8:00~20:00、土曜日 9:00~13:00

住所：Na dlouhem lanu 11, Praha 6

電話：235-356-553、235-355-202

602-201-040 (携帯 24 時間)

608-103-050 (携帯 24 時間)

● ヘルス・センター・プラハ (health Center Prague)

時間：8:00~17:00、月~金曜日

住所：Vodi ckova 28, Praha 1

電話：603-433-833 (携帯 24 時間)

603-371-377 (携帯 24 時間)

● モトール大学病院 (University Hospital Mtol)

住所：V uvalu 84, Praha 5

電話：224-433-682

\*外国人センター

● プラハの地域救急医療所

プラハ全域にある救急医療所は以下の通りになります。24 時間対応で清潔ですが、設備が整っておらず、初歩的な応急処置しか出来ません。また、英語は通常通じませんので、上記病院やその他プライベートクリニックに直接行くのが良いでしょう。

- ・ Praha 1 : Parackeho 5 Nove Mesto tel: 224-949-181
- ・ Praha 2 : Sokolska 27 tel: 224-266-150
- ・ Praha 3 : Konevova 205 tel: 284-862-149
- ・ Praha 4 : Pacovska 31 tel: 241-733-917
- ・ Praha 5 : Kartouzaska 6 tel: 257-323-219

- Praha 6 : Vitezne namesti 13 tel: 233-340-912
- Praha 7 : Dukelskych hrdinu 1 tel: 233-373-933
- Praha 8 : Budinova 2 tel: 283-843-222
- Praha 9 : Sokolovska 304 tel: 266-310-372
- Praha 10: Nad olsinami 4 tel: 274-812-509

以上